

愛知県海岸漂着物対策推進協議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県海岸漂着物対策推進協議会設置運営要領第10条の規定に基づき、愛知県海岸漂着物対策推進協議会(以下「協議会」という。)の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の申込み)

第3条 傍聴を希望する者は、協議会傍聴申込書(様式第1)により、座長に申し込むものとする。

2 前項の申込みは、協議会開催当日、会場の受付にて行うこととし、協議会開始の10分前に締め切るものとする。

(定員を超えた場合の取扱い)

第4条 前条第2項の締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、協議会傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(報道関係者の傍聴)

第5条 報道関係者で座長が特に認めるものは、前3条の規定にかかわらず、協議会を傍聴することができる。

(傍聴証等の交付)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴証(様式第2)及び傍聴人心得(様式第3)を交付するものとする。

2 傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、協議会開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(協議会資料等の配布)

第7条 傍聴人には、原則として協議会資料又はその概要を配布するものとする。

(傍聴することができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会を傍聴することができないものとする。ただし、第3号又は第5号に該当する者について、座長が当該者の入場を許可した場合にあつては、この限りでない。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児

- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第2号に掲げる事項について、病気その他の理由により、座長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語をし、談論をし、拍手をし、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他協議会を妨害するような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第10条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りでない。

(協議会の非公開の取扱い)

第11条 愛知県海岸漂着物対策推進協議会設置運営要領第7条ただし書の規定に基づき協議会を公開しない旨を決定したときは、座長は、傍聴人を退場させ、その後の協議会を非公開とすることができる。

(座長の指示)

第12条 座長は、この要領に定めるもののほか、協議会の秩序を維持するため、傍聴人に対し必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領又は前条の座長の指示に違反するときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1(第3条関係)

<p>協 議 会 傍 聴 申 込 書</p>
<p>年 月 日</p>
<p>愛知県海岸漂着物対策推進協議会座長 殿</p>
<p>本日開催されます、貴協議会の傍聴を申し込みます。</p>
<p>住所</p>
<p>氏名</p>
<p>年齢</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

様式第2(第6条関係)

<p>愛知県海岸漂着物対策推進協議会</p>
<p>傍 聴 証</p>
<p>平成 年 月 日限り</p>
<p>傍聴人氏名 _____</p>

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横90ミリメートルとする。

傍聴人心得

協議会の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を左胸にお付けください。
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 協議会における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、協議会を妨げるような行為をしないようにしてください。
- 9 座長の許可なく、写真、映画等の撮影、又は録音をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、座長の指示に従わない場合、又は協議会を非公開とする場合には、退場を命じられることがあります。